

**笠間市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)
【概要版】**

令和5年3月

基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

笠間市（以下、「本市」という。）は、平成30年3月に令和9年度を目標年度とした一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定し、それに基づきごみ減量化及び再資源化を推進してきました。

本市のごみ処理体制は笠間市環境センターと一般財団法人茨城県環境保全事業団が運営する「エコフロンティアかさま」の2処理体制で行っていましたが、令和4年4月1日には、笠間市環境センターにおいて笠間地区の個人、事業者の持ち込みごみの受付を開始し、令和5年4月1日から、笠間地区の家庭から集積所に排出された収集ごみの処理を笠間市環境センターに統一して処理することとしております。

また、本市ではし尿及び浄化槽汚泥処理体制についても2処理体制としており笠間地区は筑北環境衛生組合、友部地区・岩間地区は茨城地方広域環境事務組合において処理を行っています。現在、茨城町と共同で新たな組合の設立に向けて協議を進め、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、新たな組合で実施する整備計画を進めております。

このように、本計画の策定から5年が経過し、ごみ処理情勢及びし尿・浄化槽汚泥処理情勢に大きな変化が生じていることから、本計画を見直すことといたします。

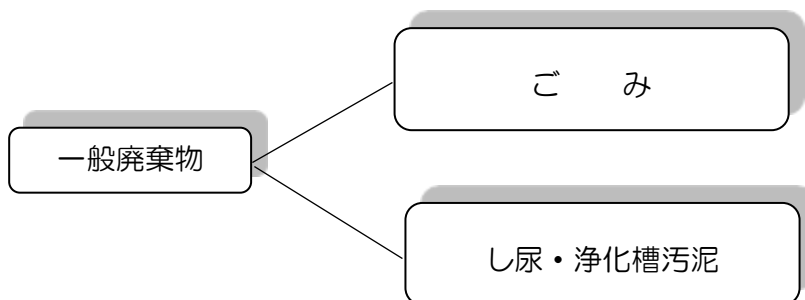
2. 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により計画を定めます。

3. 計画対象区域

本市全域とします。

4. 対象廃棄物



5. 計画期間

計画期間は、平成 30 年度を初年度とする 10 年間を計画期間とし、中間目標年度を令和 4 年度、目標年度を令和 9 年度と定めておりましたが、今回は見直しとして令和 5 年度を初年度としています。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
計画期間	現行計画				今回 見直し					計画 目標年度

ごみ処理編

1. ごみ処理の現状

● ごみ処理体制

	笠間地区	友部地区・岩間地区
収集・運搬	笠間市	
中間処理	(一財)茨城県環境保全事業団 (エコフロンティアかさま)	笠間市 (笠間市環境センター)
最終処分	処理期間は、「埋立完了まで」としており、令和 3 年度末の埋立率は約 80%です。	第 1 期分を令和 5 年度途中まで使用し、その後、第 2 期分の埋立を開始する予定です。
ごみ分別区分	16 分別	15 分別
ごみ処理フロー	笠間地区と友部地区・岩間地区の主な処理方法の違いは、炉の形式（エコフロンティアかさまは熔融方式、環境センターは焼却ストーカー方式）が異なっていることや、笠間市環境センターでは資源物を処理する中間処理施設がある点です。	



▲一般財団法人 茨城県環境保全事業団
(エコフロンティアかさま)



▲笠間市環境センター

2. ごみ処理の課題

項目	課題
(1) 処理体制	・ 笠間地区のごみを処理している（一財）茨城県環境保全事業団エコフロンティアかさまは、平成 17 年度の開業から概ね 20 年程度で終了する予定です。 ・ 令和5年4月1日から、笠間地区の家庭から集積所に排出された収集ごみを笠間市環境センターに統一して処理することに伴い、市民に周知をする必要があります。 ・ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の導入について検討していく必要があります。
(2) ごみの減量化、再資源化	・ ごみ排出量は、前回計画の目標値に対して事業系ごみは達成していますが、家庭系ごみでは達成していません。また、資源化率についても達成していないことから目標を見直し、ごみの減量化、再資源化を推進する必要があります。また、資源化率は、本市が関与している資源化量に事業所が独自に行っている資源化量を加えた値で算出しています。今後も事業所との連携を進め、更なる資源化率の向上を目指す必要があります。 ・ 令和4年4月1日に施行された「プラスチック資源循環法」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずる必要があります。
(3) 収集・運搬	・ 収集及び運搬方法（ごみの分別区分、排出方法、排出場所、収集頻度）が笠間地区と、友部地区・岩間地区とで異なります。市民サービス、ごみ処理の効率化の観点から、ごみ処理体制の整備に合わせ、収集及び運搬方法について検討する必要があります。
(4) 中間処理	・ 笠間市環境センターは、施設稼働後 30 年（資源化施設は 22 年）が経過しており、老朽化が進んでいます。 ・ 新清掃施設の整備にあたっては、分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を考慮して検討していく必要があります。
(5) 最終処分	・ 今後の処理体制の検討を踏まえ、最終処分場の整備及び活用方法について検討する必要があります。

3. ごみ処理の基本方針

ごみ処理に係る理念	資源を有効活用する循環型社会
-----------	----------------

基本方針
① 廃棄物処理施設の計画的な施設整備・更新を行う等、適正なごみ処理を推進します。
② ごみの発生抑制（Reduce/リデュース）や再利用（Reuse/リユース）の促進によるごみの減量化を推進します。
③ リサイクル活動の推進や新たな資源の利用方法の検討等、資源の循環利用を推進します。
④ 4Rの普及やごみ出しルール・マナーの徹底など、市民・事業者のごみの適正処理を促進します。
⑤ 一般廃棄物収集運搬事業者の指導や収集経路の検討等を通じた適切な収集体制を確立します。
⑥ 廃棄物の減量化やゼロ・エミッション等のごみ減量化に向けた事業活動を促進します。

4. ごみ処理の目標

ごみ処理の目標は、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいくものとし、発生抑制（家庭系ごみ、事業系ごみ）・資源化・最終処分の目標を設定します。

年度	令和元年度 （基準）	令和3年度 （実績）	令和9年度 （目標）
家庭系ごみ ^{※1} 1人1日当たり排出量（g/人日）	634.59	681.29	626.59
事業系ごみ 事業系ごみ量（t/年） （t/日）	6,561 17.9	5,767 15.8	6,037 16.5
資源化率 ^{※2} （％）	16.4	16.2	13.0
最終処分率 ^{※3} （％）	8.6	9.0	13.9

※1：家庭系ごみのうち、資源ごみを除いたごみの量（可燃、不燃、粗大ごみの量）

※2：事業所独自リサイクル量を含む

令和3年度時点では、笠間地区のごみはエコフロンティアかさまで熔融処理され、灰は資源化されていましたが、令和9年度時点では環境センターで焼却処理され、灰は最終処分場に回るため、資源化率は低下します。

※3：市有施設（諏訪クリーンパーク）

5. ごみ処理基本計画

項目	基本的事項						
(1) 処理体制	①令和4年4月1日には、笠間市環境センターにおいて笠間地区の個人、事業者の持ち込みごみの受付を開始し、令和5年4月1日から、笠間地区の家庭から集積所に排出された収集ごみの処理を笠間市環境センターに統一して処理を行います。 現在の笠間市環境センターは、平成4年の稼働から30年が経過し維持管理費や修繕費等、老朽化への対応が深刻化していることから、令和10年度稼働を目標とした新清掃施設の整備に向けて、計画を進めます。						
	(～令和3年度)						
	<table><tr><td></td><td>笠間地区</td><td>友部地区・岩間地区</td></tr><tr><td>中間処理 最終処分</td><td>一般財団法人 茨城県環境保全事業団</td><td>笠間市</td></tr></table>		笠間地区	友部地区・岩間地区	中間処理 最終処分	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	笠間市
		笠間地区	友部地区・岩間地区				
	中間処理 最終処分	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	笠間市				
	↓						
	(令和4年度)						
	<table><tr><td></td><td>笠間地区 (収集ごみ)</td><td>笠間地区 (家庭系・事業系持ち込みごみ) 友部地区・岩間地区</td></tr><tr><td>中間処理 最終処分</td><td>一般財団法人 茨城県環境保全事業団</td><td>笠間市</td></tr></table>		笠間地区 (収集ごみ)	笠間地区 (家庭系・事業系持ち込みごみ) 友部地区・岩間地区	中間処理 最終処分	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	笠間市
		笠間地区 (収集ごみ)	笠間地区 (家庭系・事業系持ち込みごみ) 友部地区・岩間地区				
	中間処理 最終処分	一般財団法人 茨城県環境保全事業団	笠間市				
↓							
(令和5年度～)							
<table><tr><td></td><td colspan="2">笠間地区・友部地区・岩間地区</td></tr><tr><td>中間処理 最終処分</td><td colspan="2">笠間市</td></tr></table>		笠間地区・友部地区・岩間地区		中間処理 最終処分	笠間市		
	笠間地区・友部地区・岩間地区						
中間処理 最終処分	笠間市						
②一般廃棄物の減量の推進を図るため、可燃ごみ収集袋等における一般廃棄物処理手数料について検討します。							
(2) ごみ処理フロー	令和5年度から本市全域のごみを笠間市環境センターで処理します。						
(3) 分別区分	ごみの分別区分は、令和5年度から市全域で統一します。						
(4) 収集・運搬	ごみ処理体制の統一化と併せて令和5年度から市全域で統一します。						
(5) 中間処理	本市における中間処理方法は、令和4年度までは現在の処理体制（環境センターとエコフロンティアかさま溶融処理施設の2体制）を継続しますが、令和5年度からは市内全域のごみを笠間市環境センターで処理します。						

項目	基本的事項
(6)最終処分	笠間市諏訪クリーンパーク最終処分場は、第1期分の埋立容量70,000 m ³ が令和5年度の途中で終了する見込みです。その後は第2期分（令和3年度、4年度に整備）の埋立を開始する予定です。

6. スケジュール

計画期間における施策の実施スケジュールは、実線の矢印によって示したものは期間内に実施する事業、点線の矢印によって示したものは計画の進捗に応じて期間内に実施することが見込まれる事業です。

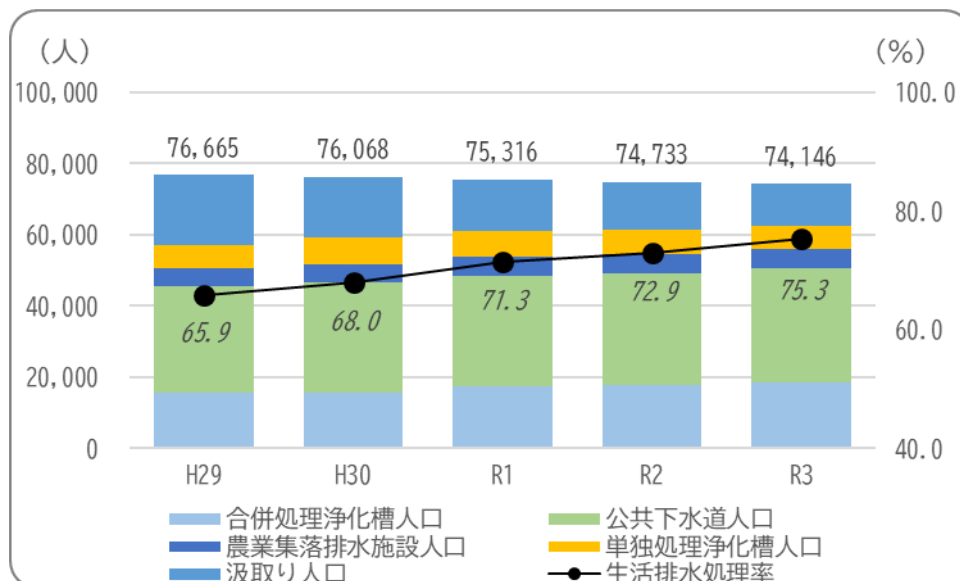
年度 項目	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	現行計画 初年度		空間・水戸 環境組合 解散		今回 見直し	本計画 初年度				最終年度	新施設 稼働開始						
ごみ処理体制 ・ごみ処理施設 ・ごみ処理フロー ・分別区分 ・収集運搬計画	新たなごみ処理体制等 を検討・決定		新体制に伴う具体化及び対応			新ごみ処理体制での収集・処理					新施設によるごみ処理体制での収集・処理						
						プラスチック使用製品廃棄物の分別区分・ 収集方法を検討					プラスチック使用製品廃棄物の収集・処理						
ごみ処理手数料	手数料改定の検討				新持ち込みごみの手数料開始												
発生抑制・排出抑制の ための取り組み	継続及び新規・拡充による強化										継続及び施策・拡充による強化						
中間処理計画																	
中間処理方法																	
エコフロンティア かさま	現体制	家庭系・事業系ごみ持込			市委託収集ごみ												
環境センター	組合による運営		直営		市内全域から排出されるごみを 環境センターで処理					新施設による処理							
最終処分計画	諏訪クリーンパーク第2期施設整備					諏訪クリーンパーク第2期埋立											
災害廃棄物処理計画			計画 策定														

生活排水処理編

1. 生活排水処理の現状

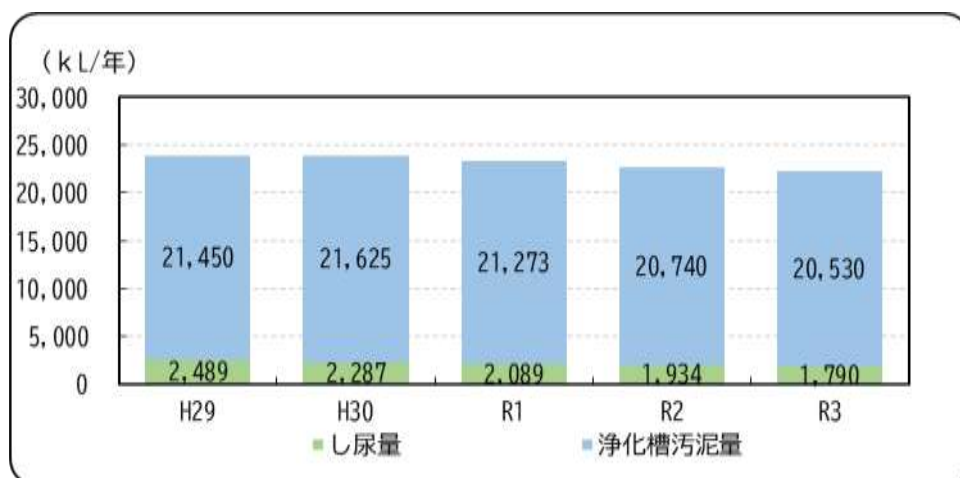
(1) 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率

合併処理浄化槽人口や下水道人口の増加、また、単独処理浄化槽人口やし尿収集人口の減少に伴い、生活排水処理率は増加傾向にあり、令和 3 年度において 75.3%（平成 29 年度 65.9%）となっています。



(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量

年度別の総収集量は減少傾向にあり、令和 3 年度において総収集量は 22,320kL/年（61.2kL/日）であり、その内訳はし尿収集量が 1,790kL/年、浄化槽汚泥収集量が 20,530kL/年となっています。



2. 生活排水処理の課題

項目	課題
(1)生活雑排水の未処理放流	- 本市の生活排水処理率は全国及び茨城県よりも低くなっています。(全国：95.6%、茨城県：92.6%、本市：72.9%《令和2年度》) - 未処理の生活雑排水は公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となっていることから、生活排水処理施設の整備及び接続率の向上、並びにし尿汲取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進等の生活雑排水処理対策が急務となっています。
(2)生活排水処理施設の整備	公共下水道及び農業集落排水施設の整備対象区域が市全域まで及んでおらず、また、整備対象区域であっても整備されるまでに相当な期間を要する区域もあります。
(3)単独処理浄化槽の新設廃止	- 環境省では、都道府県及び市町村に対し、単独処理浄化槽の新設廃止対策を積極的に推進すること等を求めています。 - 浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年6月19日公布)では、単独処理浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上を同時に実現することが必要だとされています。 - このことから、単独処理浄化槽の新設廃止及び合併処理浄化槽への転換に関する市民への啓発活動を強化し、合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。
(4)生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減	- 排出源での汚濁負荷排出量削減は、水環境の保全に寄与することとなります。 - 台所における調理くずや食物残さの回収等、市民の協力により汚濁負荷排出量の削減を達成できるよう、行政としての取り組みを検討する必要があります。
(5)合併処理浄化槽の適正な維持管理	- 合併処理浄化槽は、清掃、点検等の維持管理が適正に行わないと、その処理性能を発揮することはできません。 - 浄化槽の維持管理は設置者及び使用者の責任において民間業者が行っていますが、維持管理方法についての継続的な啓発活動が必要です。
(6)生活排水処理に係る広報・啓発	市民意識調査結果では、市民の生活排水処理に対する意識が高く、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽への転換希望があるので、本市の整備計画や助成制度について市民に周知できるよう、より一層の広報・啓発活動の充実が重要となります。
(7)し尿及び汚泥収集・運搬体制の効率化	し尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬は、新市合併前の旧体制を踏襲していることから、収集運搬の区域を分けて行っており、一部区域においては収集運搬ができる事業者が1社体制となっております。今後は効率的、円滑的な収集・運搬体制を再構築する必要があります。

項目	課題
(8)し尿及び汚泥処理体制の効率化	・現在、市内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥等は、笠間地区は筑北環境衛生組合所管のクリーンセンター、友部地区及び岩間地区は茨城地方広域環境事務組合所管のし尿処理施設で処理しています。平成18年の新市誕生後16年を経過していますが、現在も合併前の処理体制を継続している状況です。 ・筑北環境衛生組合クリーンセンターは稼働後36年、茨城地方広域環境事務組合し尿処理施設は41年を経過しております。現在、茨城町と共同で新たな組合の設立に向けて協議を進めております。 ・将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、新たな組合で実施する整備計画を進め、効率的な処理を構築します。

3. 生活排水の基本方針

生活排水処理に係る理念	快適な生活環境とより豊かな水環境
-------------	------------------

基本方針
① 地域の特性に応じた適切な生活排水処理施設を整備するとともに、その普及率の向上に努めます。
①-1 市街地の生活排水処理は、公共下水道による処理を中心とします。
①-2 農業振興地域内の農業集落における生活排水処理は、農業集落排水施設による処理を中心とします。
①-3 公共下水道及び農業集落排水施設の整備対象地域以外の地域では、合併処理浄化槽による処理を中心とします。
② し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥は、し尿処理施設で処理します。

4. 生活排水処理の目標

生活排水処理施設の整備及び普及率向上により、生活排水処理率の向上を図り、その目標を以下のとおり設定します。

年度 区分	現在 (令和3年度)	目標年度 (令和9年度)
生活排水処理率(%)	75.3	92.3

注) 生活排水処理率(%)：水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口×100

5. 生活排水処理基本計画

項目	基本的事項											
(1) 将来の生活排水処理体系	将来の生活排水処理体系は原則として現行を踏襲するものとします。											
(2) 生活排水の処理計画	基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を処理することを目的として、市内各地区の実情に対応した生活排水処理施設の整備を推進していくものとします。											
(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>現在 (令和3年度)</td><td>目標年度 (令和9年度)</td></tr><tr><td>収集し尿 (kL/年)</td><td>1,790</td><td>377</td></tr><tr><td>浄化槽汚泥量 (kL/年)</td><td>20,530</td><td>20,406</td></tr></table>				現在 (令和3年度)	目標年度 (令和9年度)	収集し尿 (kL/年)	1,790	377	浄化槽汚泥量 (kL/年)	20,530	20,406
	現在 (令和3年度)	目標年度 (令和9年度)										
収集し尿 (kL/年)	1,790	377										
浄化槽汚泥量 (kL/年)	20,530	20,406										
(4) 収集・運搬	生活圏から発生するし尿、浄化槽汚泥等を、迅速かつ衛生的に処理し、し尿及び浄化槽汚泥等の収集の需要に応えるべく、し尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬体制の効率化、円滑化を図ります。 また、市全域が複数社体制となるよう、一般廃棄物処理業（し尿収集運搬業）及び浄化槽清掃業許可業者との協議を継続します。											
(5) 中間処理計画	中間処理施設は、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合が管理、運営するし尿処理施設とします。 本市では、組合所管のし尿処理施設が将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、組合が実施する適切な整備に協力していきます。 また、現在、笠間地区から排出されるし尿等を処理する筑北環境衛生組合が管理する施設は稼働後 36 年、友部地区・岩間地区から排出されるし尿等を処理する茨城地方広域環境事務組合が管理する施設は 41 年を経過しており、今後、大規模修繕や施設更新が必要となることが見込まれます。現在の2処理体制を継続した場合、修繕費や施設更新費用の負担が二重となることが想定されることから、茨城町と笠間市で新たな組合の設立に向けて協議を進め、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、新たな組合で実施する整備計画を進めます。											
(6) 最終処分計画	筑北環境衛生組合における中間処理施設の処理工程から発生する乾燥汚泥及び焼却灰は、全量場外へ搬出し、業者へ委託処分します。 茨城地方広域環境事務組合における中間処理施設の処理工程から発生する湿式酸化汚泥は、全量場外へ搬出し、業者へ委託処分します。											

6. スケジュール

計画期間中の事業スケジュールは、実線の矢印によって示したものは期間内に実施する事業、点線の矢印によって示したものは計画の進捗に応じて期間内に実施することが見込まれる事業です。

項目 \ 年度	平成30	令和1	2	3	4	5	6	7	8	9
適切な生活排水処理施設の整備					今回見直し					最終年度
公共下水道の整備と利用促進					継続・強化					
農業集落排水施設の整備と利用促進					継続・強化					
合併処理浄化槽の普及促進					継続・強化					
収集・運搬計画					新収集・運搬体制の実施					
中間処理計画										
地域住民に対する広報・啓発活動										
家庭における発生源対策の推進					継続・強化					
浄化槽の適正管理					継続・強化					
災害廃棄物処理計画	計画策定									

笠間市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

令和5年3月

■発行 茨城県笠間市

■編集 笠間市資源循環課

〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101（代表） FAX：0296-77-1146

URL：http://www.city.kasama.lg.jp

E-mail：shigen@city.kasama.lg.jp